

第 36 回人口・社会統計部会結果概要

- 1 日 時 平成 24 年 12 月 3 日 (月) 10:00 ~ 12:06
- 2 場 所 総務省第 2 庁舎 6 階特別会議室
- 3 出席者
 - (部 会 長) 津谷 典子
 - (委 員) 廣松 毅
 - (専 門 委 員) 大江 守之、濱 博文、望月 久美子
 - (審 議 協 力 者) 財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省、東京都、神奈川県
 - (調 査 実 施 者) 総務省統計局統計調査部：岩佐国勢統計課長ほか
 - (事 務 局) 内閣府統計委員会担当室：空閑調査官
総務省政策統括官付統計審査官室：金子調査官ほか
- 4 議 題 住宅・土地統計調査の変更について
- 5 概 要

(1) 諮問全体について

平成 25 年に変更が予定されている住宅・土地統計調査の計画について、総務省政策統括官付統計審査官室から諮問の概要説明がなされた後、総務省統計局から補足説明がなされた。

(2) 前回答申における「今後の課題」への対応状況について

前回の平成 20 年住宅・土地統計調査に係る統計委員会答申における「今後の課題」への対応状況について審議が行われ、いずれの課題への対応案についても、調査実施者において十分な検討が行われた結果であるとして了解された。

主な意見は、以下のとおり。

ア 住宅に関し「質」の確保に留意した調査事項の見直しについて

住宅の「質」について、例えば、良質なストックを形成するための「耐久性」といったことであれば、物理的な面、機能的な面あるいは文化的な面からの検討が考えられるが、今回の調査事項の見直しに当たっては、どのような観点から検討が行われたのか。

各府省・地方公共団体から寄せられた調査事項に係る要望内容を整理し、住宅・土地統計調査に関する研究会(座長：浅見泰司東京大学大学院工学研究科都市工学専攻教授。オブザーバーとして国土交通省及び東京都も参加)において検討した。具体的には、住戸・世帯を対象に調査票を配布した場合、客観的に事実を的確に把握することが可能かどうか、住生活基本計画において掲げられている目標に則してどうかといった観点から調査事項の検討を進めた結果、住宅の「質」については、現状において可能な限りの把握をしており、平成 25 年調査も現状のまま引き続き把握することが適当との結論をいただいているところである。

住宅・土地統計調査で把握すべき住宅の「質」は、客観的な事実として捉えられるものであり、また、定量的に測れるものであることが必要である。調査実施者が住宅の「質」の考え方を厳密に規定し、これを調査対象である世帯や個人に示しても十分に理解してもらうことは難しいと考える。今回の調査事項については、上記研究会において、調査実施

者のほか、政策担当部局、実査を担う地方公共団体も参加し検討した結果とのことであり、他の統計調査における課題対応のための検討経緯と比較してみても、十分に検討した結果であると評価してもよいのではないかと。

面積に係る調査事項については、報告者にとって記入が難しいと考えられるが、報告者用の記入の手引き等において、記入に当たって参考となる書面等(固定資産税納税通知書、不動産取引契約書等)を示しているのか。

報告者への調査票の配布の際に「調査票の記入のしかた」も合わせて配布しているが、その中では特に面積を記入する際の参考となる書面等を示していない。ただし、面積の記入に紛れが生じないように間取り図を掲載し、どの部分の面積を記入するかを示す等の工夫をしている。

今回調査において、住宅の「質」に関する調査事項の追加を行わないことについて、了解することとする。

イ 世帯の収入構造等に関する調査事項の追加について

毎回俎上にあがる議論であり、負債まで含めた世帯における収入構造を把握できれば理想的である。しかしながら、平成 20 年に国土交通省が住生活総合調査(一般統計調査)において新規の調査事項として貯蓄残高等を追加実施したところ、かなり強い忌避感を招くことが明らかとなった。この結果を勘案すると、平成 25 年住宅・土地統計調査において世帯の経済面に関する調査事項を追加することは難しいと考える。

世帯の収入構造等の把握について、これまで何回も議論しても結果的に実現しないのであれば、そもそも住宅・土地統計調査においては把握する必要性が乏しい事項ということではないか。

世帯の収入構造等に関する調査事項を盛り込まないことについては、現実的な対応であると考え。

現在の調査事項は、世帯が住宅を取得して資産形成を行うような社会状況を背景として設定されているものが多い。このような状況からみて、世帯の収入構造等の把握については、今後、調査の枠組みが大きく変わるような時に議論すればよく、現在のところ対応する必要がないのではないかと。

今回調査において、新規に世帯の収入構造、各世帯員別の所得といった調査事項の追加を行わないことについて、了解することとする。

ウ 本調査と住生活総合調査との統合の是非について

本調査の実施に当たり、住生活総合調査との統合や同時実施を行わないという対応案は、様々な観点からの検討や議論を尽くした結果であり妥当なものとする。また、両調査は別個に実施するものの、住宅・土地統計調査の 2 カ月後に実施される住生活総合調査の調査対象に対して、実査面における各種の工夫^(注)により、負担感の軽減を図ることとしている点も評価できる。

現在の対応案で特に問題ないのではないかと考える。なお、中長期的には、住生活総合調査と連携しつつ、オンライン調査を活用した効率的な調査方法の導入可能性について検討することが考えられるのではないかと。

両調査を統合して実施することの目的が、本調査により把握する客観的事実に関する事項と住生活総合調査により把握する意識に関する事項とのクロス分析であるとするれば、それは平成 20 年から両調査の結果のデータリンケージにより実現しており、実質的な対応は既に図られているものと考えられるため、現在の対応案でよいのではないかと。

両調査の統合等を行わないとする対応案については、本調査と住生活総合調査との関係について、両調査の統合に係る検討のほか、試験調査を通じて両調査の同時実施の可能性も検討したものの、調査事項の削減の余地、地方公共団体における実査負担、結果精度への影響等の問題から、いずれも困難であること、平成 25 年調査では後続の住生活総合調査の実施を踏まえ報告者の負担感を軽減するための措置が講じられること等を勘案し、了解することとする。

(注)具体的には、本調査の実施(平成 25 年 10 月)の際に、2 か月後の 12 月に実施する住生活総合調査の趣旨に係る事前周知、本調査の調査対象名簿等の住生活総合調査における再活用、両調査の調査員の共通化等の検討等により、世帯の負担感の軽減や調査の円滑化を図ることとしている。

(3) 「公的統計の整備に関する基本的な計画」における課題への対応状況について

「公的統計の整備に関する基本的な計画」に掲げられた課題への対応状況について審議が行われた。当該課題のうち、「国勢調査との関係や在り方の見直し」については、住宅・土地統計調査の結果と国勢調査の結果との整合が取りやすくなるよう、集計表上、「夫婦と子供から成る世帯」につき、その内訳として「夫婦のいずれかが家計主」及び「子供が家計主」という集計区分を追加する等集計上の工夫を図るとの対応案で了解が得られた。

(当該課題のうち、上記以外の 2 つの課題(住生活総合調査との統合の是非、世帯の収入構造等の把握)については、上記(2)イ及びウと重複するため省略)

主な意見は、以下のとおり。

現在の対応案でよいのではないかと。また、今後も国勢調査と住宅・土地統計調査のリンケージがより一層緊密になるように努力してほしい。

6 次回予定

次回部会は、平成 24 年 12 月 14 日(金)10 時 00 分から総務省第 2 庁舎 6 階特別会議室において開催することとされた。

なお、次回の部会では、調査事項の変更に係る論点等について、審議することとされた。